大分・飯塚（いいづか）遺跡（第二二一・二二四号）

1 所在地　大分県国東市（旧東国東郡国東町）大字鶴川字キリウ

2 調査期間　一九九九年（平11）一月～九月

3 発掘機関　国東町教育委員会

4 調査担当者　永松みゆき・藤本啓二

5 遺跡の種類　集落跡・泥湿地

6 遺跡の年代　八世紀後半～一〇世紀

7 木簡の釈文・内容

飯塚遺跡は、九州地方では大宰府跡に次ぐ木簡出土点数を誇る遺跡である。当初遺跡の性格が判然としなかったが、「□寺米日記并上返抄国解□／□人　上返抄者郡大□□〔健カ〕」と書かれた木簡（本誌第二四号(1)）の出土を契機として、宇佐八幡宮及びその神宮寺である弥勒寺の経営に関わる可能性が高いことがわかってきた。そして、出土した木簡群は、宇佐八幡宮と国家機構を結ぶ結節点に位置する封戸経営体の運営に関わるもので、しかも文献史料との総合的検討が可能であるという、地方木簡としては類稀な資料であることが明らかになった。二〇〇二年には、発掘調査報告を刊行し、その中で飯塚遺跡出土木簡には、①田地の耕作者の人数とその内訳を記す木簡、②イネの収納や出納、その出挙に関わる木簡、③手工業生産に関わる木簡、④信仰・宗教に関わる木簡、⑤歴名の木簡など、以上大きく五種類の資料から構成されることを明らかにした。

このような資料としての重要性に鑑みて、木簡を後世に確実に保存すべく、科学的な保存処理を実施したところ、これまでは明確でなかった墨痕が鮮明になった部分があるため、改めて釈読の検討を行なった。その結果、新たに文字を読み取れる部分が多々あり、しかもこれまでに明らかでなかった重要な文字を確認することができた。そこで、再釈読の成果と未報告の木簡について報告する。

(1)

・「。以四月廿一日作人十三　少子三　太十　和田九段　下薦□〔口圭カ〕□二段　上板田六段　下□×〔板カ〕

・「。伎佐本阿作　工人田阿作六段　□人〔神カ〕上吉　□□

(324)×33×3　011　22(2)

(2)

・「以六月四日作人廿十六人（マヽ）　殿子七人　少十九人」

・「合廿六人　　勘申永岑」

329×33×4　011　22(3)

(3)

・「〈以承和二□□□春息米□斗□升以十月十日加納春息米十三石□斗一升〔九カ〕〔七カ〕　以十月十四日□米四石五斗□□□〔池作カ〕

以十月□　　以十月十□日□□□〔米カ〕

□□　　□

□□□□十一日□一石五斗　」

・「〈以十月九日□□□□□□　依真麿申□池作　以十月廿二日加納春息米一石七斗三升　依真丸申□勘収池作

以十月十八日加納春息米四石五斗七升五合　以十月廿三日加納□一斗□升　□□　十一月□日米七石□斗九升勘池作＝

以十月十九日加納春息三石七斗八升□□□□〔依真丸勘カ〕池作　以十月廿四日□□米二石七斗□升□□□〔加納カ〕　＝以十二月廿七日加納二石二斗

以十月廿日加納春息米五石五升

以十月廿一日加納□五斗五升〔息カ〕　□□池作〔勘カ〕　以十一月□　十一月□二石□斗　」

844×67×10　032　22(5)

(4)

・「雑□所□□〔物カ〕〔食カ〕　□

□□四人〔×五カ〕

・「　　」

夫五人者　木工所三人今丸□丸□□丸〔鏡カ〕

金□所一人　柳丸　松切一人飯□〔洗カ〕

□八人之中

工三人者金工一人□□丸　木工二人□多丸美佐久丸」

535×49×7　011　22(15)

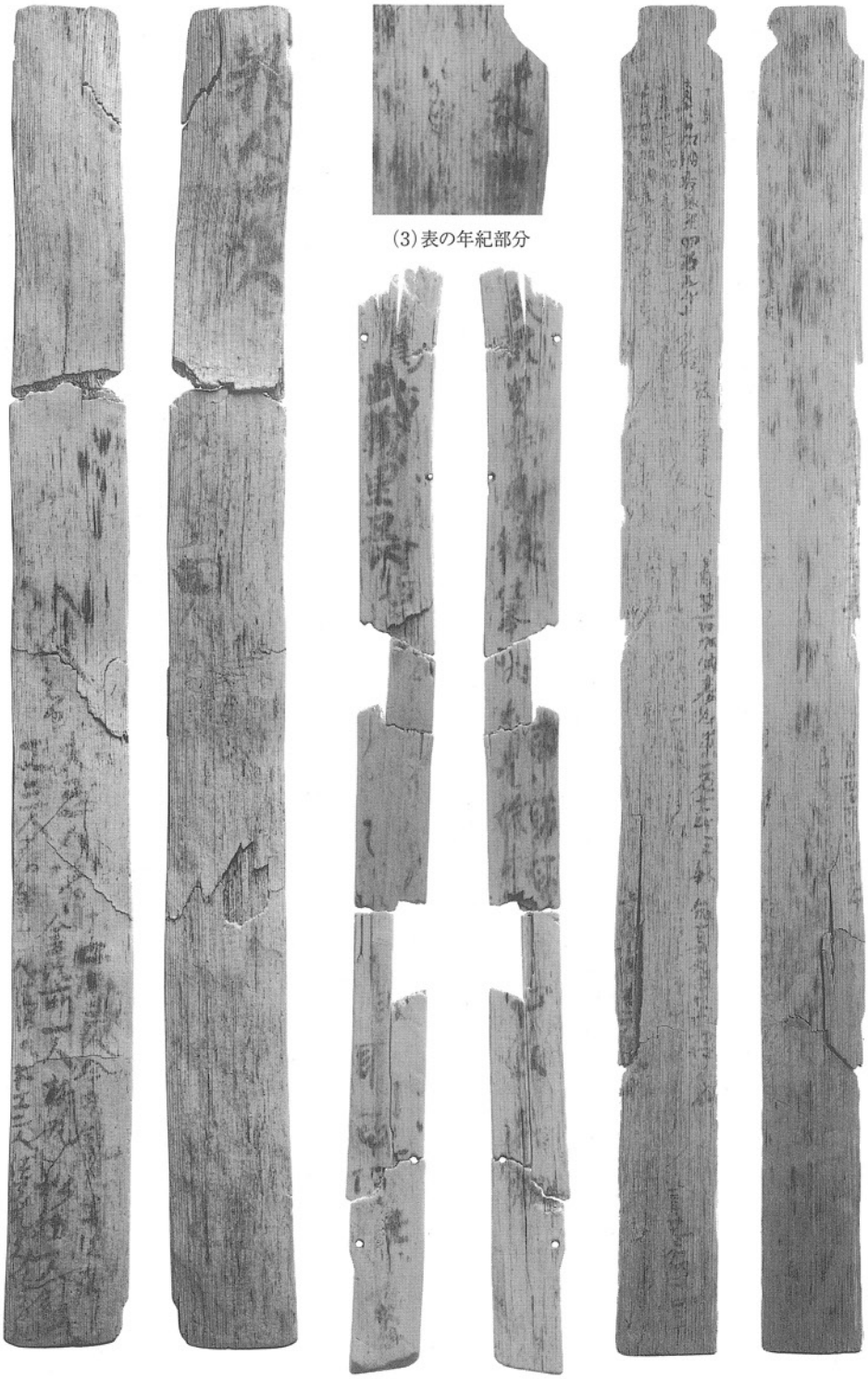

(3)表の年紀部分

(8)　(16)　(3)

(すべて赤外)

(5)
・「召□□可作人　□□智□□　□□□□□□□□□□□□□□□□□」
・「知月廿日以前作畢其状申於殿門不得怠倦　専当珎栄師　十一月十八日被宣国前臣刀佩」
512×21×8　011　22(20)

(6)
□□百□□　又□□御□〔倉カ〕移納廿二□束〔×九十〕又百七□
・
□□〔又カ〕納□〔稲カ〕百卅五束□□百十束又卌八束
(218)×31×4　065　22(7)

(7)
□□□　□□納〔移カ〕七十五束
『□□□□□□□□□□□□□□』
(174)×28×5　019　22(8)

(8)
・『□八月十二日□□□五百廿□□』
『□□□□□□』（削リ残リ）
六月廿二日下六十七□〔束カ〕残所十四束八把　友□

・三百廿二束　『□□□□□□□□□□□□□□□□友万呂』
(210)×(34)×7　081　22(9)

(9)
・「□□□入□〔奉カ〕□□事
合□□□丸女五束上
□□□五束　」
・「阿与女十束　□刀自女十束『□』〔女カ〕□□五束上
□女十束　田長丸女十束　成次女五束上」
459×44×7　011　22(13)

(10)
□綱置二人
□二人
(157)×42×6　051　22(18)

(11)
・「以四月廿三日鍬和
尿丸　八飯丸
尿□丸　□□□〔丸カ〕
・「『□□□□□□□□』（削リ残リか）
可□悪〔莫カ〕
(122)×60×3　019　22(23)

(12)
・乙方
波岐□
・□□□□（削リ残リ）
(26)×23×1　081　22(24)

(13)
□　益刀自女　□
□　若古女　□
(116)×21×1　081　22(25)

(14)
「V（符籙）鬼急急□〔如律令カ〕□□
338×45×8　033　22(22)

(15)
・×弐藤原朝臣□
・□□□〔宗宗宗カ〕（檜扇）
(77)×21×1　061　22(27)

(16)
・○武蔵里長□報仕奉状□凡□□□□□□□□□□〔取〕〔取〕〔取カ〕〔取カ〕〔仰カ〕〔取カ〕
・○『馬□□馬』
武蔵里長　442×31×5　011　22(28)

(17)
・「□□□門殿□□□□□□司屋相云所□□」
・「□□□中□又屋位不□□作□口□合了□□」　295×37×6　011　22(29)

(18)
「□六月□□□□□□六月□日□□□」〔日カ〕　(256)×48×8　019　22(30)

(19)
「七十□〔枚カ〕土□□五十枚」　121×(29)×3　081　22(32)

(20)
・宮丸□□无□一人　己中
・□□□□　(140)×(52)×8　065　22(33)

(21)
・□□
□□大□五□
・大弥虫□□利□（他ニモ削リ残リアリ）　166×32×4　065　22(34)

(22)
「大□子物以□　(154)×25×6　019　24(2)

(23)
子二人『□』　(49)×(13)×6　081　22(37)

(24)
・□□所〔政カ〕
・「大□鞆　(56)×23×3　019　22(38)

(25)
「〈□帛□□人」　313×41×5　032　22(39)

(26)
「〈□□」　(85)×15×5　039　24(4)

(27)
・□大大可□良□□」〔可カ〕〔良可カ〕
・□□盗　照　□」　(164)×27×4　019　22(40)

(28)
・「道□身身身□□〔身身カ〕
・「鞆鞆鞆鞆鞆　『□　□』（削リ残リ）（左側面）
・「念念念念『□』『□』（削リ残リか）念念□□　(358)×27×22　019　22(41)

(29)

・□□
〔日カ〕
・□□
□□
□□

(192)×49×3　081　21(5)

(30)

・□□
□五〔夷カ〕
□□
・□□
〔夷カ〕
□五〔夷カ〕
□

(34)×166×7　081

再釈読の成果のうち、特に重要なのは以下の三点である。

①承和二年（八三五）の年紀を確認できたこと。飯塚遺跡出土木簡にはこれまで年紀を確認できるものがなく、木簡群の内容的な重要性にもかかわらず、その資料的価値を最終的に決定できないという側面があった。今回(3)の倉札木簡表面一行目に、「承和二」の文字を確認することができ、この木簡が九世紀前半の八三五年一〇月から一一月にかけての春米（「息米」を利息としての米と解釈すれば出挙の利息としてのコメ）の納入記録であることがわかった。従来木簡の内容から、八世紀よりは降り、九世紀から一〇世紀半ばにかけてのもの、特に九世紀の可能性が高いと推定されてきたが、ほぼこの推定が裏付けられた。木簡群が時間軸に定点を得た意義はまことに大きく、これにより個々の木簡の解釈、木簡群としての位置付け、ひいては飯塚遺跡そのものの歴史的意義付けに対しても限りなく大きな影響を及ぼすものと思われる。飯塚遺跡については、木簡資料の時期の確定によって、今新たに本格的議論のスタートに立ったということができるだろう。なお、(3)ではコメの納入が、日ごとに真麿（丸）と池作の二人によってなされていることもわかった。このうち池作は収納責任者だが、真麿の役割は不詳。

②経営体を構成する組織の実態がより鮮明になったこと。(4)に手工業生産に関わる「木工所」「金洗所」などの生産組織と工人としての「金工」、(24)に経営体の中核と思われる「政所」という組織名を新たに確認でき、従来明らかになっていた「雑物所」「造所」以外にも、多くの「所」からなる現業部門の経営体が組織されていたことがわかった。

③宇佐八幡宮の封戸の所在地である豊後国国埼郡武蔵郷のサトオサに関わる木簡を確認したこと。習書の可能性はあるが、(16)に「武蔵里長」としての勤務実績（仕奉状：仕え奉る状（つかえまつるさま）を申告する内容がみえる。「里長」は本来国・郡・里制下（七〇一～七一七）の表記だが、これは九世紀前半の木簡との共伴からみても、「サトオサ」の音に引きずられた表記とみてよいだろう。

郡司の任命に際し、これまでの官人としての勤務実績を申告する同様の内容の文書や木簡の類例は知られているが（代表的なのは、正倉院文書の他田日奉部直神護の解など）、サトオサの勤務を挙げる事例は初めてである。しかもそれが宇佐八幡宮の封戸の所在地である武蔵郷に関わるのは偶然ではないだろう。サトの責任者である里長が封戸経営に果たした役割を考えさせる木簡で、飯塚遺跡と宇佐八幡宮との密接な関わりを再認識させる内容である。

今回の科学的保存処理後の木簡の再釈読によって、飯塚遺跡出土木簡と飯塚遺跡そのものの歴史的重要性は一層高まることになった。ことに木簡群が九世紀前半の遺物であることが明らかになったことにより、飯塚遺跡が宇佐八幡宮とその封戸・国埼津・大宰府を結ぶ結節点に位置する遺跡であることがより鮮明になり、またその経営実態についても新たな知見を得ることができた。

但し、なお大きな課題も残されている。それは、「寺米日記」と「返抄国解」が並んで登場すること（本誌第二四号(1)）に顕著に象徴されている。すなわち、宇佐八幡宮に納められる封戸からの米の管理と、その受取証を大宰府に送るための豊後国の解がなぜ同一木簡に登場するのか、端的に言えば、飯塚遺跡の経営主体の問題に収斂する。僧の関与から宇佐八幡宮がその経営に深く関与しているのは間違いないが、それが全く国家機構から独立しているといってよいのかどうか、また九世紀前半という時期を考慮すると、木簡からは窺えない国埼郡司の関与は本当になかったのか（「寺米日記」の木簡の二行目末尾の「大□」が「大領」である可能性を全くは否定できない）など、飯塚遺跡の性格の根本に関わる課題といえる。木簡から窺えるのは、郡司の関与の問題はともかくとして、それらが厳密には分離できない形で共存している実態であり、残されているのはそれをどう解釈するかの問題であろう。今回の新釈文の公開では、ひとまず事実の提示に止めておくこととしたい。

なお、今回報告する再釈読は、二〇〇七年五月から八月にかけて、奈良文化財研究所史料研究室において、奈良女子大学の舘野和己氏とともに行なった検討会の成果である。

（永松みゆき、渡辺晃宏〈奈良文化財研究所〉）